

事 務 連 絡
令和6年12月5日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

令和6年9月30日付官報（第1315号）に掲載された「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件」（厚生労働省告示第306号）については、別添のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせします。

なお、別添でお示しする訂正事項は、官報に掲載されるのを待つことなく、令和6年10月1日に遡及して、これを適用して差し支えありません。

官報掲載事項の一部訂正

【令和6年9月30日（第1315号）】

- 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第306号）

該当箇所	誤	正								
第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 十七 ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>ロ (略)</td><td>ロ (略)</td></tr></table>	改正前	改正後	ロ (略)	ロ (略)	<table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ①・② (略) ③ 当該療養について二年以上の経験を有すること。 ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。 (2) 保険医療機関に係る基準 ①～⑥ (略) ⑦ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。</td><td>ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ①・② (略) (削る) (2) 保険医療機関に係る基準 ①～⑥ (略) (削る)</td></tr></table>	改正前	改正後	ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ①・② (略) ③ 当該療養について二年以上の経験を有すること。 ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。 (2) 保険医療機関に係る基準 ①～⑥ (略) ⑦ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。	ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ①・② (略) (削る) (2) 保険医療機関に係る基準 ①～⑥ (略) (削る)
改正前	改正後									
ロ (略)	ロ (略)									
改正前	改正後									
ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ①・② (略) ③ 当該療養について二年以上の経験を有すること。 ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。 (2) 保険医療機関に係る基準 ①～⑥ (略) ⑦ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。	ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ①・② (略) (削る) (2) 保険医療機関に係る基準 ①～⑥ (略) (削る)									

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。

令和六年九月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇十六 (略) 十七 ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものに限る。) ロ (略) 十八〇二十七 (略)	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇十六 (略) 十七 ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術 イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであつて、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。) ロ (略) 十八〇二十七 (略)